

から認められて再植栽の始まった平成28年度から、梅の里再生復興に向けて具体的に事業を展開することになりました。

事業実施にあたり、個人版ふるさと納税による寄附金の使い道の中で一番の重点事業として寄附をお願いすることになっていましたが、梅の再生には多くの資金が必要となることから、企業版ふるさと納税の制度も加えて利用することとしました。

### (3) 寄附を集めるにあたって

#### ①事業選定について

青梅市では、企業版ふるさと納税の対象事業の検討にあたっては、企業が参加しやすいように「企業に共感してもらえる地域課題」「企業の社会貢献となる事業」であることを踏まえるようにしていました。中でも「梅の里再生プロジェクト」は、青梅市にとって最重要課題の一つとして掲げられていることも、選定の理由となっています。

これに加え、事業費を上回る寄附を受けられない制度であるため、事業規模としても一定以上あるものを検討していました。

#### ②庁内の体制

企業版ふるさと納税に係る業務には、青梅市では3つの部署が連携をしています。

- ・梅の里再生担当：企業版ふるさと納税の啓発事業の推進や企業などへの寄附の協力依頼
- ・財政課：納付書発行やお礼状の送付など、企業からの寄附金の歳入に関わる手続き
- ・企画政策課：国への申請など

#### ③企業を募った方法

市内に本社がある企業は制度の対象にならないため、訪問できる企業が限られてしまうことが困難な点だったそうです。そして、梅の里再生プロジェクトがあまり知られていないこと、さらに企業版ふるさと納税の認知度も低いことから、まずは「知ってもらうこと」を念頭に企業訪問を実施していました。

青梅マラソン大会をはじめとした市内のイベント開催に協力しているなど、市とつながりのある市外の企業を中心に、梅の里再生担当の職

員が企業を訪問し、寄附のお願いをしていました。プロジェクトの概要や意義について写真などを用いて丁寧に説明するとともに、税制面でのメリット・梅の公園に設置される芳名板への企業名の記載等による寄附企業の貢献の提示など、企業側のメリットについても明示をしていました。

また、職員がプロジェクトのバッジを着用し、全庁を挙げてPRも行ったそうです。

▼図表8 梅の公園入口・芳名板(写真奥)



公園入口に寄附した企業名を記載する芳名板(丸印)を設置し、独自で企業のメリットを創出しました。

<出典>青梅市提供資料に一部加筆

#### (4) 企業版ふるさと納税以外の効果

事業を企業にPRすることにより、梅の公園ほか市内8カ所に梅の里再生プロジェクト応援自動販売機を市と覚書を結んだ企業が設置し、その売り上げの一部を寄附してもらえ等、企業版ふるさと納税とは違う形で寄附を受けることもできたそうです。さらに、青梅市や市の事業についても、市外の企業に知ってもらうことができる良い機会となったそうです。

#### (5) 今後の方針

青梅市梅の里再生プロジェクト以外の取組も始めています。

制度改正後、青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略の抜粋版の地域再生計画を作成し、内閣府から包括的な認定を受けました。今後は、市の総合戦略にある事業について積極的に取組を進めていく予定でいるそうです。

取組の一例として、「吉川英治記念館」運営事業があります。これまで公益財団法人が運営し、惜しまれつつ閉館した記念館について、青

梅市が寄附により譲り受け、令和2年9月に再オープンすることとなりました。今後の記念館の維持・運営について、企業版ふるさと納税による協力を呼び掛けているそうです。

### 5. おわりに

本稿では、制度の概要、青梅市の先進事例を通して、企業版ふるさと納税について紹介しました。

この制度の自治体における一番のメリットは、やはり新たな財源確保の手段になるということです。しかし、そのためには煩雑な事務手続を行わなければならない、市外の企業から寄附を募らなければならない。

制度改正により、煩雑な事務手続のハードルは下がりました。一方で、個人版のふるさと納税のような財源の奪い合いと捉えられるような状態が懸念されます。これらを防ぐ方法の一つとして、青梅市が事業選定にあたり踏まえていた「企業に共感してもらえる地域課題」「企業の社会貢献となる事業」が参考になります。むやみに制度を利用するのではなく、事業の意義や必要性というものを考慮し、制度を取り入れることが大切な点であると思われます。また、CSR活動やSDGsなどの推進により、企業が社会貢献活動に取り組む機運が高まっています。社会的意義や必要性が十分に検討された事業というのは、寄附者である企業にも社会貢献活動の一環として魅力を感じてもらえることができ、企業の理解や賛同を得られやすくなるのではないのでしょうか。

市内ではなく市外の企業に協力してもらわなければならない点は、制度上避けることはできませんが、青梅市では、事業について丁寧に説明を行い、企業のメリットを明示するとともに、

寄附者の芳名板を設置するなど独自の方法で企業のメリットを作る工夫をしていました。また、市外へのPRの良い機会と捉えて企業訪問を行っていました。

今回紹介した青梅市では環境保全・観光関係の事業で実施していましたが、全国では、子ども食堂を県内全域に広める「高知県子どもの居場所づくり推進事業」(高知県)<sup>4</sup>といった福祉部門、地元で減り続ける一次産業を支えることを目的とした「能登半島穴水『恵みの山』活性化プロジェクト」(石川県穴水町)<sup>5</sup>といった農政部門など、様々な分野において活用されています。さらには、新型コロナウイルス感染症対策において4自治体が活用しており、例えば、千葉県佐倉市では公共施設で使用する新型コロナウイルス感染症対策用品の購入などに活用予定の事業<sup>6</sup>を実施しています。

利用できる自治体が限られた制度ではありますが、企業版ふるさと納税について理解し、活用事例を知ることで、財源確保が厳しい昨今、財源を検討する際のヒントにいただけたら幸いです。

4 企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取り組み～」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/h31kigyojirei.pdf> (2020年7月3日確認)

5 企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取り組み～」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/h31kigyojirei.pdf> (2020年7月3日確認)

6 企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「令和2年度 臨時認定(新型コロナウイルス感染症対応事業関係)」(令和2年6月9日 記者発表資料)  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/R020609press.pdf> (2020年7月3日確認)